免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５５号
群馬県高崎市剣崎町683番地１
破産者　遠藤　健史
免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
平成24年12月13日　前橋地方裁判所高崎支部
平成２４年（フ）第４７７６号
大阪市城東区関目４丁目13番13号ハイム岡本201号
破産者　田村　英世
免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
平成24年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第５６０号
千葉県松戸市新松戸北１丁目１番地　新松戸ハイツ1009号
破産者　中村　　明
免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
平成24年12月12日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第３１９号
愛知県豊橋市草間町字東山24番地　Ａ205、開始決定時の住所愛知県一宮市萩原町串作字流1135番地　パインヒルズＢ205号
破産者　山下しのみ（旧姓日髙）
１　決定年月日　平成24年12月11日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

復権申立て

次の破産事件について、破産者から復権の申立てがあった。破産債権者は、本公告があった日の翌日から３月以内に、裁判所に対し復権の申立てについて意見を述べることができる。
平成２４年（フ）第２２１号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目６番７号
破産者　西村　　實
破産手続開始決定日　平成24年６月５日
平成24年12月11日　神戸地方裁判所姫路支部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０６３号
東京都文京区小石川２丁目５番７号
清算株式会社　株式会社インディーヴ
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１号
沖縄県うるま市字州崎12番地の57
清算株式会社　株式会社琉特
代表清算人　伊波　禮司
１　決定年月日　平成24年12月７日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の支払の免除
⑴　清算会社株式会社琉特（以下､「会社」という｡)は、協定債権者に対し、第２項に定める弁済と同時に、協定債権者より特別清算開始決定日以降に発生する利息及び遅延損害金の全額の免除を受ける。
⑵　協定債権者に対し、各協定債権者が会社に対して有する協定債権のうち10万円以下の部分を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
⑶　本件協定債権者は、前記⑵の弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
２　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行口座への振込送金とする。ただし、振込手数料は会社の負担とする。
３　追加弁済
第２項による弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が換価したうえ、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、第１項⑶より弁済と同時に免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額の金額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する｡この場合、前記追加弁済の範囲においては、第１項⑶による免除の効力は失われるものとする。
那覇地方裁判所沖縄支部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地64番地の７
再生債務者　大道建設興業有限会社
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年２月21日から平成25年３月７日まで
徳島地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
京都市下京区七条通烏丸西入西境町162番地
再生債務者　株式会社マジックハンド治療院
１　決議に付する再生計画案　平成24年８月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成25年１月31日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月24日
平成24年12月10日
京都地方裁判所第５民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第４号
富山市千石町４丁目３番７号
再生債務者　大仁酒造株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月11日　　富山地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第２号
茨城県東茨城郡城里町春園36番地
再生債務者　水戸温泉開発株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定したので、主文のとおり決定する。
平成24年12月11日　　水戸地方裁判所民事部
平成２１年（再）第８号
神奈川県横浜市港北区綱島東６丁目９番８号
再生債務者　ハイト精工株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成24年12月12日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（再）第９号
神奈川県横浜市港北区綱島東６丁目９番８号
再生債務者　伊藤　　勤
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項後段に定める事由がある。
平成24年12月12日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（再）第１号
京都市左京区北白川西町82番地７　リーガル京都北白川501
再生債務者　伊藤　將史
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年12月10日
京都地方裁判所第５民事部
平成２１年（再）第２号
北九州市戸畑区中原東３丁目13番48号
再生債務者　株式会社川口工務店
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年経過
平成24年12月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第５６号
埼玉県春日部市豊野町１丁目29番地21
再生債務者　城山　正雄
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年１月15日から平成25年１月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係
平成２４年（再イ）第５３号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目６番15―113号
再生債務者　中川タイルこと中川宗樹こと　陳　宗樹
１　決定年月日時　平成24年12月12日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年１月16日から平成25年１月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部